

第81期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月19日（金曜日）
午後3時30分（受付開始 午後3時）

場所

石川県金沢市十間町25番地
当社 本店分室 2 F カンファレンスルーム

新型コロナウイルス感染拡大防止のため
第81期 定時株主総会 につきましては、
株主総会当日のご来場をお控えいただき
極力、書面により、事前の議決権行使を
いただくようお願い申し上げます。
詳しくは、1ページから2ページまでを
ご覧ください。

今村証券株式会社

証券コード：7175

目次

第81期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
第81期事業報告	3
計算書類	19
監査報告書	30
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	33
第2号議案 取締役9名選任の件	34
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	40
第4号議案 役員賞与支給の件	40

証券コード7175
2020年5月28日

株 主 各 位

石川県金沢市十間町25番地
今村証券株式会社
代表取締役社長 今村直喜

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言及び石川県による緊急事態措置等、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。また、これらの解除後におきましても、引き続き感染拡大防止に努めることが求められます。このような状況を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午後3時30分
2. 場 所 石川県金沢市十間町25番地
当社 本店分室2Fカンファレンスルーム

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます可能性があります。

3. 目的事項

報告事項 第81期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

以上

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までのお身体の状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
 - ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
 - ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様におかれましては、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願い申し上げます。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
 - ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.imamura.co.jp>) より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 受付開始時刻は、午後3時を予定しております。
- ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.imamura.co.jp>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の景気は緩やかに回復しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により大幅に下押しされ厳しい状況が続いております。

国内の株式市場では4月に21,500円から始まった日経平均株価は、米中貿易摩擦の激化等を受けて、4月の高値22,362円から6月の安値20,289円まで、新元号「令和」初の取引からの6日連続安を含め2,000円を越す下落となりました。その後は21,000円台を回復しましたが、消費税増税等を背景に上値は重く、米国による対中関税第4弾の公表や米国の長短金利の逆転を受けて再び投資家心理が悪化し、8月には20,100円台まで下値の水準を切り下げました。米中通商協議が再開されることが伝わると上昇に転じ、米中貿易協議の部分合意や英国総選挙の結果を受けて上げ幅を広げ、12月には1年2か月ぶりに24,000円を突破しました。年明け後も24,000円台を回復する場面があり、2月中旬までは底堅い動きとなりましたが、中国で発生した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を背景に市場環境は一変し、日経平均株価は連日で大幅安となり、更には原油価格の急落や急速な円高・ドル安も加わり、3月には3年4か月ぶりに17,000円を割り込みました。急落前の水準から3月19日の安値16,358円までおよそ1か月で7,000円を越す大幅な下落となりました。感染拡大の勢いは衰えず、世界各国で人やモノの移動が制限され世界経済の悪化が懸念される中で、各国の打ち出す経済対策に注目が集まり反発する場面もあり当事業年度を18,917円で終えました。

このような状況の中、当社は地域密着型の対面営業を行う証券会社として、株式営業や債券販売、投資信託販売を中心に営業を展開しました。株式営業においては、「情報シャトル特急便」、「Imamura Report」等当社作成の情報誌に加え、専門調査機関の作成するレポートによる情報提供等、お客様のニーズにお応えする提案・サポートを積極的に行いました。債券販売においては、他社株転換条項付円建社債や日経平均株価連動円建社債の販売を継続的に推進するとともに、福井県債、北陸電力債や、投資を通じてSDGsの実現に貢献することができる外貨建てグリーンボンドも取り扱いました。投資信託販売においては、米国株式配当貴族（年4回決算型）をはじめ多種類の投資信託を取り扱いました。

また、ホームページの当社取扱い投資信託の基準価額一覧ページをリニューアルして利便性の向上を図ったほか、投資信託分析ツールの導入によりお客様へのサービス拡充に努めました。新型コロナウイルスの感染拡大により株価が急激に下落する中、お客様へのアフターフォローを引き続き丁寧に行い、安心してお取引いただけるよう尽力してまいりました。

なお、当社は経営戦略の一つとして「新規顧客の獲得」を掲げており、単年度の目安として3,000口座以上を目指しております。前事業年度の開設口座数は3,475口座で目標を15.8%上回り、当事業年度は3,553口座となり目標を18.4%上回りました。

その結果、当事業年度の営業収益は32億99百万円（前年同期比13.3%増）、純営業収益は32億75百万円（同13.3%増）、経常利益は5億67百万円（同62.0%増）、当期純利益は3億40百万円（同65.5%増）となりました。

当事業年度における主な収益及び費用の状況は次のとおりであります。

① 受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は32億28百万円（前年同期比14.0%増）となりました。その内訳は次のとおりであります。

i 委託手数料

株券に係る委託手数料は13億13百万円（同11.9%増）となり、受益証券を含めた委託手数料の合計は13億37百万円（同12.0%増）となりました。

ii 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は16億64百万円（同22.0%増）となりました。

iii 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は66百万円（同5.1%減）となりました。

iv その他の受入手数料

その他の受入手数料は1億58百万円(同22.1%減)となりました。

商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

区 分	期 別	第80期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第81期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		千円	構成比%	千円	構成比%
株	券	1,180,231	(41.7)	1,317,834	(40.8)
債	券	1,363,730	(48.1)	1,664,989	(51.6)
受 益 証 券		215,673	(7.6)	182,465	(5.7)
そ の 他		73,244	(2.6)	62,869	(1.9)
合 計		2,832,880	(100.0)	3,228,159	(100.0)

② トレーディング損益

トレーディング損益は28百万円（前年同期比7.3%増）となりました。

③ 金融収支

金融収益が43百万円（前年同期比16.6%減）、金融費用が23百万円（同16.0%増）となった結果、差し引き金融収支は19百万円（同37.8%減）となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は27億21百万円（前年同期比6.6%増）となりました。

⑤ 営業外損益

営業外収益は、受取配当金等22百万円（前年同期比19.9%増）、営業外費用は、為替差損等9百万円（同50.0%増）となりました。

⑥ 特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益等3百万円（前年同期は0百万円）、特別損失は、投資有価証券評価損等8百万円（前年同期比83.7%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は91百万円で、主たる設備投資は、2店舗における空調設備更新であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は全額自己資金により賅いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第78期	第79期	第80期	第81期 (当事業年度)
営業収益 (千円) (うち受入手数料)	2,897,372 (2,798,922)	3,887,276 (3,800,786)	2,911,184 (2,832,880)	3,299,722 (3,228,159)
経常利益 (千円)	453,753	1,049,339	350,337	567,683
当期純利益 (千円)	272,639	660,649	205,894	340,657
1株当たり当期純利益 (円)	102.50	248.37	77.41	128.07
総資産 (千円)	15,163,328	16,123,393	14,856,176	15,369,859
純資産 (千円)	7,522,662	8,217,799	8,339,950	8,580,152

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第80期の期首から適用しており、第79期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社は「百術不及一誠」を基本理念としております。これは“百術は一誠に及ばず”と読み、どんなに小細工を弄しても真心にはかなわない、という意味です。すべてのお客様に誠心誠意で接することが大切だということを教えている言葉で、当社の心構えとして全社員の心にあります。

経営姿勢としては「独立独歩」「進取の気性」「百尺竿頭進一步」が挙げられます。特色ある路線を歩み、そして常に未来を見据えて未来を先取りし続けたい、そのためには百尺もある高い竿の先まで登り、必要とあらばなおそこから思い切って一步を踏み出す勇気を持ちたい、そういう経営があつてこそ初めて、日本の資本市場を引っ張り、国民経済に寄与することができるという強い理念です。

② 目標とする経営指標

当社は、収益構造の多様化と新しい収益分野への積極的な取組みにより、安定的・持続的成長を目指しております。

当社は株式市場の相場状況に左右されない体質作りを目指しており、その指標として
いるのが経費カバー率です。経費カバー率は、以下の算式により算出しており、安定的
に80%超とすることを目指しております。

$$\text{経費カバー率} = \frac{\text{純営業収益} - \text{委託手数料（株券）} - \text{株式売買益}}{\text{販売費} \cdot \text{一般管理費}}$$

当事業年度の経費カバー率は73.4%（前事業年度は67.5%）と目標とする80%超に
は届きませんでした。債券による手数料が増加し数値は前期よりも改善したものの、受
益証券やその他の商品による手数料が前年同期比でマイナスになったことが伸び率を抑
えることになりました。引き続き、委託手数料（株券）以外の収入を増やすとともに、
冗費の節約に努めたいと存じます。

③ 中長期的な会社の経営戦略

インターネット專業証券会社の台頭と、これら專業証券会社の手数料引き下げを中心
とした戦略への対抗策を常に考え、実行していくことで、当社の営業基盤は強化される
と考えております。そのためには「情報提供の充実を図ること」、「多様な商品を持つこ
と」及び「新規顧客の獲得」の3点に注力していく方針です。

中長期的には、「情報提供の充実を図ること」については、当社作成の「Imamura
Report」や専門調査機関等より提供を受けている情報を活用して提案力を磨くととも
に、研修等により信頼される営業員を育成します。また、調査部門の充実に努めます。
「多様な商品を持つこと」については、受入手数料に占める株式委託手数料以外の受入手
数料等の比率を高めることにより、前述した経費カバー率が安定的に80%超となるよう
努めます。そのためには成長が期待される新たな仕組みの金融商品の販売にも積極的に
取り組むとともに、有価証券の引受業務の増加を図ります。「新規顧客の獲得」につい
ては、5年間で1万5千人の新規顧客の獲得を目指しております。当事業年度の開設口座
数は3,553口座、過去5事業年度の累計では16,631口座と目標を達成しております。今
後も厳しい環境が予想されますが、新事業年度においても引き続き単年度の目安となる
3,000口座以上の新規顧客の獲得を目指します。

なお、当社には営業活動に関する大量のデータが蓄積されており、これまでは主にコ
ンプライアンスを重視して営業活動の管理に利用してきました。今後は前述の3点の経
営戦略についてより積極的に取り組むためにも、当データを活用してまいります。具体
的には、ビジネスインテリジェンスツール等を用いて営業現場において当データを分析
し、現状の把握からマーケティングへの応用等を行っていきます。また、AI的な機能
との連携を図ることで、分析力の向上も図っていきたいと考えております。

④ 対処すべき課題

当社では、多様化する投資家のニーズを捉え一層の企業価値の向上を図るため、以下の項目を対処すべき課題と認識しております。

i 情報提供の充実

当社の主たる顧客は北陸3県に所在しており、大手調査機関等の作成するレポート等では顧客のニーズに必ずしも添えない状況であるため、顧客向け情報誌「情報シャトル特急便」、北陸経済動向や北陸企業ニュース等で構成する「Imamura Report」を発行しております。これらに加え専門調査機関の作成するレポート等により、顧客への投資情報提供の充実に努めます。

ii 新規顧客の獲得

当社の顧客基盤の拡大には、既存顧客との取引増加と新規顧客の獲得が必要だと認識しております。特に新規顧客の獲得にあたっては、顧客のニーズを十分に把握するためにも多種多様なサービスを提供することが必要と考えており、営業員一人ひとりに多機能携帯端末及びスマートフォンを携帯させ、営業用資料の共有及び投資情報の迅速な提供を図るほか、自社開発のシステム、データを活用して効率的できめ細やかな営業活動を行います。

日本は高齢化と人口減少期に入っており、当社の営業地盤の北陸においては、3大都市圏と比べるとその進行は早くなっています。当社はこのような状況にあっても顧客数の増加を図るために、年間3,000名の新規顧客の獲得に取り組んでいるところです。将来受け取る年金に不安を抱く若年層には、老後資金の形成のために定時定額に投資信託を買い付けるつみたて投信やつみたてNISAを積極的に提案して顧客の増加につなげていきます。また、高齢化社会における資産形成や資産管理に関心が高まる今こそ、対面営業の強みを活かして、きめ細かいサービスや顧客のニーズに合った提案・サポートを行い、コンプライアンス面にも目を配りながら高齢顧客層との取引においてもサービスの充実を図ります。

iii 安定した収益の確保

収益に占める株式売買による委託手数料の割合が高く、株式市況の影響を受けやすい状況にあります。顧客の多様なニーズに応えるため他社株転換条項付円建社債及び外貨建債券等の販売や募集取扱い受益証券の拡充だけでなく、金地金の販売等にも取り組んでおります。これらの商品に注力していくことで安定した収益の確保に努める所存です。

また、顧客の資産状況や商品の購入状況を分析してニーズに合った商品の提案を行うことや、販売状況の視覚化を行い現状の把握や予測を行うこと等、データを活用することで収益向上につなげてまいります。

iv コンプライアンスの一層の強化

当社では、顧客からの信頼を獲得し維持していくことが、事業拡大に欠かせない重要な事項と考えており、これまで法令遵守の徹底のため内部管理組織を整備し、顧客からの信頼向上に努めてまいりました。また、顧客からの信頼をより高めていくためにも、引き続き当社役職員への教育・研修等によりコンプライアンスの更なる充実に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は、金融商品取引業者として内閣総理大臣の登録を受け、第一種金融商品取引業を営んでおります。具体的な業務は次のとおりであります。

- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）
- ② 有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む。）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ④ 有価証券の引受け
- ⑤ 有価証券の募集又は私募
- ⑥ 有価証券の売出し
- ⑦ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ⑧ 金融商品取引業に付随する業務

上記のほか、金融商品取引法第35条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣に届け出て以下の業務を行っております。

- i 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ii 保険業法に規定する保険募集
- iii 商品先物取引法に基づく商品取引所の市場における上場商品、上場商品指数並びにオプション取引及びその受託業務

(7) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

店舗名	所在地
本店	石川県金沢市十間町25番地
弥生支店	石川県金沢市弥生二丁目4番12号
小松支店	石川県小松市有明町22番地
加賀支店	石川県加賀市熊坂町イ133番地の9
七尾支店	石川県七尾市神明町口2番地10
福井支店	福井県福井市新田塚一丁目80番36号
板垣支店	福井県福井市板垣五丁目1010番地
富山支店	富山県富山市本町6番20号
高岡支店	富山県高岡市本丸町13番7号
砺波支店	富山県砺波市本町6番28号

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
200名	9名増	37.1歳	15.2年

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
日本証券金融株式会社	1,055,187

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 5,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,660,000株

(3) 当事業年度末の株主数 1,190名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
今村 直喜	679,400	25.54
今村コンピューターサービス株式会社	250,020	9.39
今村不動産株式会社	227,640	8.55
今村証券社員持株会	227,020	8.53
今村 九治	211,470	7.95
今村 和子	101,520	3.81
久保寺 茂男	88,500	3.32
今村 千加子	67,200	2.52
今村 之希有	61,000	2.29
米田 信昭	44,130	1.65

- (注) 1. 当社は、自己株式を82株所有しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式（82株）を控除して算出しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	今村九治	
取締役社長 (代表取締役)	今村直喜	
常務取締役	吉田栄一	管理本部長
常務取締役	寺下清隆	営業本部長
取締役	松本幹生	検査部長
取締役	宮田秀夫	富山支店長
取締役	山内幸一	営業本部副本部長
取締役	福島理夫	福島印刷株式会社 代表取締役会長 倉庫精練株式会社 社外監査役
常勤監査役	明翫克正	
監査役	中島史雄	弁護士（中島・早川・北村法律事務所） 石川県公立大学法人監事
監査役	中村善宏	

- (注) 1. 取締役福島理夫氏は社外取締役であります。
 2. 監査役中島史雄、中村善宏の両氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役福島理夫氏、監査役中島史雄氏及び監査役中村善宏氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役中島史雄氏は会社法学者及び弁護士であることから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役明翫克正氏は長年にわたり当社において財務・経理部門を担当し、経理部長を歴任していたことから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役明翫克正氏は、2019年6月21日開催の第80期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
 7. 監査役藤井由治氏は、2019年6月21日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8人 (1人)	167,918千円 (3,210千円)
監査役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	20,893千円 (6,553千円)
計	12人	188,812千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、第81期定時株主総会において決議予定の役員賞与51,930千円（取締役46,730千円、監査役5,200千円）が含まれております。
3. 報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期増加額14,831千円（取締役13,748千円、監査役1,082千円）が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、1986年11月25日開催の第47期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、1986年11月25日開催の第47期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
6. 上記支給額のほか、2019年6月21日開催の第80期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役1名に対して6,570千円支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額6,525千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役福島理夫氏は、福島印刷株式会社の代表取締役会長及び倉庫精練株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と福島印刷株式会社との間には取引関係がありますが、その取引額は当社の販売費・一般管理費の1%未満であります。当社と倉庫精練株式会社との間には特別の関係はありません。

監査役中島史雄氏は、中島・早川・北村法律事務所弁護士及び石川県公立大学法人の監事を兼務しております。当社と同法律事務所及び同法人との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	福島理夫	当事業年度開催の取締役会20回中19回に出席し、企業経営に関する豊富な経験や見識に基づき、当社の経営上有用な発言を行っております。
監査役	中島史雄	当事業年度開催の取締役会20回中18回に、監査役会17回中16回に出席し、必要に応じ、会社法学者及び弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築・維持について発言を行っております。
監査役	中村善宏	当事業年度開催の取締役会20回、監査役会17回の全てに出席し、必要に応じ、主に大手建設会社で培った経験・知識を生かし、当社の経営体制の充実について発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,950

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である情報セキュリティ外部監査業務及び顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査品質、監査管理及び独立性等総合的な観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、又は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提出いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(体制)

業務の適正を確保するための体制として、取締役会において次のとおり内部統制システムの基本方針を決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び監査役並びに取締役会及び監査役会の役割を法令に基づき明確に定め、役員に周知徹底を図ることによって、相互牽制機能が十分に働く体制とする。
- ② 法令及び定款を遵守するとともに企業倫理の実践を図るため、「法令等遵守に対する基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」「倫理コード」等を定め、役職員に周知徹底を図る。
- ③ 社内規程等をイントラネットに掲載し常に企業倫理の周知徹底を図るとともに、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施しコンプライアンスの強化を図る。
- ④ コンプライアンスに関する相談及び不正行為の通報のため、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との取引は一切行わず、それらの者に対して組織全体として毅然たる態度で対応する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 日々発生するリスクが多様化・複雑化している現状を踏まえて、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築し、運用を行う。
- ② 財務健全性の指標である自己資本規制比率の計算については、経理部が営業日ごとに算出し幹部会に報告するほか、毎月末の自己資本規制比率及びその詳細について取締役会に報告する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は中期経営計画及び当該計画に基づく目標を設定し、各部門の担当取締役はその目標を達成するため具体策を実行する。また、四半期決算及び決算の内容が正確なものであることを検証し、必要に応じて目標を修正する。
- ② 「取締役会規程」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要な業務に関する事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③ 経営効率を向上させるため、「幹部会規程」に基づき幹部会を開催し、業務執行に関する基本事項等を協議する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会の職務執行に係る情報や取締役の職務の執行に係る情報は、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき、電磁的記録を含む文書等によって適正に記録、保存及び管理する。

(5) 監査役職務を補助すべき使用人

- ① 監査役の職務を補助する使用人を総務部に配置し、監査役の事務処理等を補助させる体制とする。
- ② 監査役の職務の独立性を確保するため、上記使用人が行う監査業務の補助については、所属する部門の取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 監査役から、その業務の遂行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため監査役の指揮命令権に従うものとする。
- ④ 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役と事前協議のうえ実施する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役及び使用人は、内部通報窓口への通知状況を定期的に監査役に報告する。
- ③ 通報者が監査役への通報を希望するときは、速やかに監査役に通知する。

(7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、制度の趣旨に則り、その独立性を確保し、必要に応じて代表取締役、監査法人等と意見交換する。
- ② 監査役は、業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要に応じて幹部会等重要な会議に出席できるものとする。
- ③ 監査役は、重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。

(運用状況)

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンス

「法令等遵守に対する基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等に基づき、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定、実施し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。その一環として、役職員に対して毎年度定期的にコンプライアンスに関する研修を実施しております。

(2) 内部監査の実施

「社内検査規程」及び「社内検査に関するマニュアル」に基づき、当社の内部監査を行う検査部が定期的に社内検査を実施しております。また、社内検査の際に研修を実施し、法令遵守の周知徹底を図っております。

(3) リスク管理体制

業務運営に関する危機に対しては、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を整えております。特に、財務健全性の指標である自己資本規制比率については、経理部が営業日ごとに算出し取締役が参加する幹部会に報告するほか、毎月末の自己資本規制比率及びその詳細について取締役会に報告しております。また、自然災害等の重大な危機に対しては、「危機管理規程」「事業継続計画（BCP）」等に基づき危機管理体制を整え、危機に備えております。

(4) 取締役の職務執行

「取締役会規程」に基づき原則月1回取締役会を開催し、経営上重要な事項の決議を行うとともに取締役の職務執行の監督を行っております。当事業年度につきましては、取締役会を20回開催しております。また、経営効率を向上させるため「幹部会規程」に基づき、取締役をメンバーとする幹部会を毎営業日実施し、業務執行に関する基本事項等を協議しております。

(5) 監査役

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による幹部会への出席等を通じて、当社の内部統制の整備、運用について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は、会計監査人及び検査部と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 第81期貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部          |                   | 負債の部            |                   |
|---------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科目            | 金額                | 科目              | 金額                |
| <b>流動資産</b>   | <b>12,005,493</b> | <b>流動負債</b>     | <b>6,334,759</b>  |
| 現金・預金         | 5,743,685         | 信用取引負債          | 1,174,207         |
| 預託金           | 3,902,045         | 信用取引借入金         | 1,055,187         |
| 顧客分別金信託       | 3,880,000         | 信用取引貸証券受入金      | 119,019           |
| 金融商品取引責任準備預託金 | 16,087            | 預り金             | 3,789,127         |
| その他の預託金       | 5,958             | 顧客からの預り金        | 3,299,587         |
| 約定見返勘定        | 3,516             | その他の預り金         | 489,539           |
| 信用取引資産        | 2,036,005         | 受入保証金           | 780,980           |
| 信用取引貸付金       | 1,942,729         | 未払金             | 74,785            |
| 信用取引借証券担保金    | 93,275            | 未払費用            | 28,981            |
| 募集等払込金        | 25,119            | 未払法人税等          | 199,437           |
| 短期差入保証金       | 193,245           | 賞与引当金           | 230,580           |
| 先物取引差入保証金     | 183,944           | 役員賞与引当金         | 56,660            |
| その他の差入保証金     | 9,300             | <b>固定負債</b>     | <b>437,824</b>    |
| 前払費用          | 18,842            | 退職給付引当金         | 12,100            |
| 未収収益          | 48,263            | 役員退職慰労引当金       | 384,179           |
| その他の流動資産      | 35,386            | 繰延税金負債          | 41,544            |
| 貸倒引当金         | △617              | <b>特別法上の準備金</b> | <b>17,122</b>     |
| <b>固定資産</b>   | <b>3,364,365</b>  | 金融商品取引責任準備金     | 16,164            |
| 有形固定資産        | 2,522,390         | 商品取引責任準備金       | 958               |
| 建物            | 1,400,109         | <b>負債合計</b>     | <b>6,789,706</b>  |
| 器具備品          | 110,617           | <b>純資産の部</b>    |                   |
| 土地            | 1,011,663         | <b>株主資本</b>     | <b>8,252,300</b>  |
| 無形固定資産        | 13,849            | <b>資本金</b>      | <b>857,075</b>    |
| ソフトウェア        | 3,560             | <b>資本剰余金</b>    | <b>357,075</b>    |
| 電話加入権         | 9,438             | 資本準備金           | 357,075           |
| その他           | 850               | <b>利益剰余金</b>    | <b>7,038,274</b>  |
| 投資その他の資産      | 828,125           | 利益準備金           | 125,000           |
| 投資有価証券        | 793,037           | その他利益剰余金        | 6,913,274         |
| 長期差入保証金       | 7,338             | 別途積立金           | 6,200,000         |
| 長期前払費用        | 1,994             | 繰越利益剰余金         | 713,274           |
| その他投資等        | 25,756            | <b>自己株式</b>     | △124              |
| 貸倒引当金         | △1                | <b>評価・換算差額等</b> | <b>327,852</b>    |
|               |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>8,580,152</b>  |
| <b>資産合計</b>   | <b>15,369,859</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>15,369,859</b> |

## 第81期損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

| 科目                         | 金額        |           |
|----------------------------|-----------|-----------|
| 営業収益                       |           |           |
| 受入手数料                      |           |           |
| 委託手数料                      | 1,337,493 |           |
| 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料  | 1,664,917 |           |
| 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料 | 66,858    |           |
| その他の受入手数料                  | 158,889   | 3,228,159 |
| トレーディング損益                  |           |           |
| 株券等トレーディング損益               | 4,585     |           |
| 債券等トレーディング損益               | 19,822    |           |
| その他のトレーディング損益              | 3,600     | 28,008    |
| 金融収益                       |           | 43,555    |
| 営業収益計                      |           | 3,299,722 |
| 金融費用                       |           | 23,936    |
| 純営業収益                      |           | 3,275,786 |
| 販売費・一般管理費                  |           |           |
| 取引関係費                      | 244,014   |           |
| 人件費                        | 1,992,749 |           |
| 不動産関係費                     | 86,275    |           |
| 事務費                        | 62,630    |           |
| 減価償却費                      | 130,165   |           |
| 租税公課                       | 56,699    |           |
| 貸倒引当金繰入額                   | △166      |           |
| その他                        | 148,714   | 2,721,082 |
| 営業利益                       |           | 554,704   |
| 営業外収益                      |           | 22,487    |
| 営業外費用                      |           | 9,508     |
| 経常利益                       |           | 567,683   |
| 特別利益                       |           |           |
| 固定資産売却益                    | 59        |           |
| 投資有価証券売却益                  | 3,541     | 3,601     |
| 特別損失                       |           |           |
| 投資有価証券評価損                  | 8,214     |           |
| 固定資産除売却損                   | 670       |           |
| 金融商品取引責任準備金繰入れ             | 76        |           |
| 商品取引責任準備金繰入額               | 0         | 8,962     |
| 税引前当期純利益                   |           | 562,322   |
| 法人税、住民税及び事業税               | 242,754   |           |
| 法人税等調整額                    | △21,089   | 221,664   |
| 当期純利益                      |           | 340,657   |

## 第81期株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |             |         |           |             |
|-------------------------|---------|---------|-------------|---------|-----------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益準備金   | 利益剰余金     |             |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 |         | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰余金 |
| 当期首残高                   | 857,075 | 357,075 | 357,075     | 125,000 | 6,000,000 | 605,865     |
| 当期変動額                   |         |         |             |         |           |             |
| 別途積立金の積立                |         |         |             |         | 200,000   | △200,000    |
| 剰余金の配当                  |         |         |             |         |           | △33,248     |
| 当期純利益                   |         |         |             |         |           | 340,657     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |             |         |           |             |
| 当期変動額合計                 | -       | -       | -           | -       | 200,000   | 107,408     |
| 当期末残高                   | 857,075 | 357,075 | 357,075     | 125,000 | 6,200,000 | 713,274     |

|                         | 株主資本        |      |            | 評価・換算差額等                             |                    | 純資産合計     |
|-------------------------|-------------|------|------------|--------------------------------------|--------------------|-----------|
|                         | 利益剰余金       | 自己株式 | 株主資本<br>合計 | その<br>他有<br>価証<br>券<br>評価<br>差額<br>金 | 評価・換算<br>差額等<br>合計 |           |
|                         | 利益剰余金<br>合計 |      |            |                                      |                    |           |
| 当期首残高                   | 6,730,865   | △124 | 7,944,891  | 395,059                              | 395,059            | 8,339,950 |
| 当期変動額                   |             |      |            |                                      |                    |           |
| 別途積立金の積立                | -           |      | -          |                                      |                    | -         |
| 剰余金の配当                  | △33,248     |      | △33,248    |                                      |                    | △33,248   |
| 当期純利益                   | 340,657     |      | 340,657    |                                      |                    | 340,657   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |             |      |            | △67,206                              | △67,206            | △67,206   |
| 当期変動額合計                 | 307,408     | -    | 307,408    | △67,206                              | △67,206            | 240,202   |
| 当期末残高                   | 7,038,274   | △124 | 8,252,300  | 327,852                              | 327,852            | 8,580,152 |

## 個別注記表

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

また、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

#### 1. 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

##### (1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券等）

時価法を採用しております。

##### (2) トレーディング商品に属さない有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております。

時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法によっております。

困難と認められるもの

##### (3) デリバティブ取引

時価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

|    |        |      |        |
|----|--------|------|--------|
| 建物 | 8年～47年 | 器具備品 | 4年～20年 |
|----|--------|------|--------|

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

#### (7) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条第1項に基づき同施行規則第111条に定める額を計上しております。

### 4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外の消費税等については、販売費・一般管理費に計上しております。



〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,608,831千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産  
信用取引借入金の担保として、投資有価証券35,149千円、保有有価証券572,047千円を差入れています。
  - (2) 担保に係る債務  
信用取引借入金 1,055,187千円  
上記のほか、取引所等の信託金、保証金及び清算基金の代用として投資有価証券653,633千円、証券先物取引証拠金の担保として保有有価証券465,547千円を差入れています。
3. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項
 

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 金融商品取引責任準備金 | 金融商品取引法第46条の5第1項 |
| 商品取引責任準備金   | 商品先物取引法第221条第1項  |
4. 当座貸越契約  
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金はありません。  
当座貸越極度額の総額 5,000,000千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 2,660,000      | 0              | 0              | 2,660,000     |

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 82             | 0              | 0              | 82            |

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種 類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|--------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 2019年6月21日<br>定時株主総会 | 普通株式   | 33,248         | 12.50               | 2019年3月31日 | 2019年6月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                   | 株式の種 類 | 配当の原 資     | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|--------|------------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 2020年6月19日<br>定時株主総会 | 普通株式   | 利 益<br>剰余金 | 59,848         | 22.50               | 2020年3月31日 | 2020年6月22日 |

#### [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

|             |            |
|-------------|------------|
| 賞与引当金       | 70,234千円   |
| 未払事業税       | 10,830千円   |
| 金融商品取引責任準備金 | 4,923千円    |
| 減価償却超過額     | 26,985千円   |
| 退職給付引当金     | 3,685千円    |
| 役員退職慰労引当金   | 117,021千円  |
| その他         | 6,125千円    |
| 繰延税金資産小計    | 239,806千円  |
| 評価性引当額      | △137,745千円 |
| 繰延税金資産合計    | 102,061千円  |

##### 繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | △143,606千円 |
| 繰延税金負債合計     | △143,606千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △41,544千円  |

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社が行う主要な金融商品の取扱業務は、有価証券の売買、取引所金融商品市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理、有価証券の引受け、有価証券の売出し、有価証券の募集又は売出しの取扱いであります。当社は、金融機関等からの借入れは、信用取引にかかる借入れ及び一時的な資金繰りに必要な借入れを除いて行わない方針であります。信用取引での顧客への金銭等の貸付は、証券金融会社から借り入れる他、自己資金を充てています。有価証券の引受け、募集又は私募、売出しでは、一時的にポジションが発生します。商品有価証券等の売買は、短期売買を主とし、原則としてトレーディングポジションを保有しない方針であります。投資有価証券は、配当等の獲得等の目的で長期保有方針であります。デリバティブ取引（為替予約取引）は、顧客の外貨建有価証券取引に付随してのものであり、投機目的のための取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク

預託金は、金融商品取引法第43条の2の規定による顧客資産の分別管理に係る信託金、金融商品取引責任準備預託金、商品取引責任準備預託金であります。信用取引貸付金は、信用取引受入保証金や受入保証金代用有価証券でカバーされていない部分について顧客の信用リスクに晒されております。なお、当社が取扱う信用取引は、制度信用取引に限定しており、証券金融会社から借り入れた資金等を貸し付けております。また、株式及び債券等の引受け、債券等の募集又は私募、株式及び債券等の売出し、株式の売買により保有する商品有価証券及び投資有価証券は、発行体の信用リスク（他社株転換条項付円建社債にあっては、転換対象株の発行会社の信用リスクを含む）、金利の変更リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引（為替予約取引）は、外貨建て商品の売買等で邦貨決済する場合に受渡日での代金を確定させるために利用しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、市場リスク、取引先リスク、資金調達に係る流動性リスク等、業務運営に伴い発生する様々なリスクを管理する方法をリスク管理規程により定めており、市場リスク及び取引先リスク並びに自己資本規制比率を所定の範囲に収めること等で管理を行っております。リスク額の算定は、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」（平成19年金融庁告示第59号）に従って経理部が毎日算出し、市場リスク及び取引先リスク並びに自己資本規制比率が所定の範囲に収まっていることを確認し、幹部会で報告しております。資金調達に係る流動性リスクについては、経理部長が日々幹部会に資金繰りの状況を報告しております。

##### ① 市場リスク（保有する有価証券等における株価、為替及び金利等の変動リスク）の管理

当社では、投資有価証券、商品有価証券等及びデリバティブ取引（為替予約取引）を主な管理対象としております。自己資本規制比率を算定する際の標準的方式を用いて、市場リスク相当額を算出した結果、2020年3月31日現在で134,727千円となっております。投資有価証券については、取得又は売却の可否に関して、幹部会等で協議することにしております。商品有価証券等（引受けに係るもの）については、別途、引受審査に関する規程等により発行体の財政状態及び経営成績等について慎重に審査を

行って可否を決定しております。商品有価証券等（ディーリングに係るもの）については、別途、ディーリング業務規程により、ディーリングの範囲、ポジションの上限、継続保有期間、ロスカットライン等を定め、注文発注端末には、ポジションの上限を超える注文を抑止する機能を付加しております。また、ルールを超える場合は予め定められた範囲内で管理本部長の承認を必要とし、その取引状況について内部管理部が検証しております。デリバティブ取引（為替予約取引）については、顧客の外貨建有価証券取引に付随したものに限定し、社内ルールに従って行っております。

② 取引先リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社では、信用取引貸付金を主な管理対象としております。信用取引については、別途、信用取引管理規程により取引開始基準を定めるとともに、各種の建玉制限を設けております。また、委託保証金率の維持率を定め、維持率を下回った場合には、追加保証金を請求する等の対応を定めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達に係る流動性リスクについては、経理部長が日々幹部会に資金繰りの報告を行い、債券の引受け等の大きな資金移動が重ならないよう売出期間を調整しております。また、株価の変動による信用取引借入金の増減に対応するために、十分な当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照してください。

(単位：千円)

|                         | 貸借対照表計上額          | 時価         | 差額 |
|-------------------------|-------------------|------------|----|
| (1) 現金・預金               | 5,743,685         | 5,743,685  | －  |
| (2) 預託金                 | 3,902,045         | 3,902,045  | －  |
| (3) 信用取引貸付金<br>貸倒引当金（※） | 1,942,729<br>△477 |            |    |
|                         | 1,942,252         | 1,942,252  | －  |
| (4) 信用取引借証券担保金          | 93,275            | 93,275     | －  |
| (5) 短期差入保証金             | 193,245           | 193,245    | －  |
| (6) 投資有価証券              | 772,557           | 772,557    | －  |
| 資産計                     | 12,647,062        | 12,647,062 | －  |
| (1) 信用取引借入金             | 1,055,187         | 1,055,187  | －  |
| (2) 信用取引貸証券受入金          | 119,019           | 119,019    | －  |
| (3) 預り金                 | 3,789,127         | 3,789,127  | －  |
| (4) 受入保証金               | 780,980           | 780,980    | －  |
| (5) 未払法人税等              | 199,437           | 199,437    | －  |
| 負債計                     | 5,943,751         | 5,943,751  | －  |

(※) 信用取引貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金・預金、(2) 預託金

預金、預託金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 信用取引貸付金、(4) 信用取引借証券担保金、(5) 短期差入保証金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

株式に関しての時価は取引所の価格によっております。

## 負債

(1) 信用取引借入金、(2) 信用取引貸証券受入金、(3) 預り金、(4) 受入保証金、(5) 未払法人税等  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってお  
りま  
す。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額20,480千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困  
難とみられることから、「(6) 投資有価証券」に含めておりません。

### [1 株当たり情報に関する注記]

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 3,225円72銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 128円07銭   |

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

今村証券株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 内田 和 男 ㊟

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 久 晴 ㊟

業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、今村証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法並びにその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

今村証券株式会社 監査役会

|         |            |   |
|---------|------------|---|
| 常勤監査役   | 明  旻  克  正 | Ⓔ |
| 監  査  役 | 中  島  史  雄 | Ⓔ |
| 監  査  役 | 中  村  善  宏 | Ⓔ |

(注) 監査役中島史雄及び監査役中村善宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開のための内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当に配慮しつつ毎期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金22円50銭 総額59,848,155円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月22日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名               | 当社における地位、担当  |          |
|-------|------------------|--------------|----------|
| 1     | いまむらくじ<br>今村九治   | 代表取締役会長      | 再任       |
| 2     | いまむらなおき<br>今村直喜  | 代表取締役社長      | 再任       |
| 3     | よしだえいち<br>吉田栄一   | 常務取締役 管理本部長  | 再任       |
| 4     | てらしたきよたか<br>寺下清隆 | 常務取締役 営業本部長  | 再任       |
| 5     | まつもとみぎお<br>松本幹生  | 取締役 検査部長     | 再任       |
| 6     | みやたひでお<br>宮田秀夫   | 取締役 富山支店長    | 再任       |
| 7     | やまうちこういち<br>山内幸一 | 取締役 営業本部副本部長 | 再任       |
| 8     | ふくしまみちお<br>福島理夫  | 取締役          | 再任 社外 独立 |
| 9     | むろやかずな<br>室屋和菜   | —            | 新任 社外 独立 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 各候補者のページの年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。  
 3. 各候補者のページの「所有する当社の株式数」は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。  
 4. 福島理夫氏及び室屋和菜氏は、社外取締役候補者であります。  
 5. 当社は、福島理夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、室屋和菜氏の選任が承認された場合、同氏の間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
 6. 当社は、福島理夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、室屋和菜氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者  
番号

1

いまむら くじ

今村 九治 1944年4月10日生（満76歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年4月 山一証券(株)入社  
1968年4月 当社入社  
1968年11月 当社取締役  
1972年11月 当社常務取締役  
1979年11月 当社代表取締役専務  
1984年11月 当社代表取締役社長  
2019年1月 当社代表取締役会長（現任）

所有する当社の株式数  
211,470株

取締役在任年数  
51年7か月（本総会終結時）

取締役会出席回数  
17/20回（85%）

取締役候補者とした理由

今村九治氏は、長年にわたり代表取締役として強いリーダーシップで当社を牽引し、当社の企業価値向上に貢献しております。また、公益社団法人日本証券アナリスト協会認定アナリストとして財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2019年1月からは代表権を持つ会長として、豊富な実績と高い見識及び能力を経営に活かしております。これらのことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

2

いまむら なおき

今村 直喜 1972年6月2日生（満48歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月 山一証券(株)入社  
1998年4月 当社入社  
2009年4月 当社営業事務部長  
2013年6月 当社取締役営業事務部長  
2019年1月 当社代表取締役社長（現任）

所有する当社の株式数  
679,400株

取締役在任年数  
7年（本総会終結時）

取締役会出席回数  
20/20回（100%）

取締役候補者とした理由

今村直喜氏は、リテール営業やインターネット・コールセンター業務等に従事した後、2009年から営業事務部長、2013年に取締役に就任し、営業事務に関する業務を統括し、金融商品取引法の改正、証券取引制度の変更や証券投資に関連した税制改正の対応等に貢献しております。2019年1月からは代表取締役社長に就任し、金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を活かし、当社の重要な意思決定及び経営執行の監督を行っております。これらのことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

3

よしだ えいいち

吉田 栄一 1956年1月30日生（満64歳）

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年3月 当社入社  
 1987年3月 当社コンピューター室長  
 2000年3月 当社取締役コンピューター室長  
 2001年9月 当社取締役管理本部長  
 2004年6月 当社常務取締役管理本部長（現任）

所有する当社の株式数  
 10,700株

取締役在任年数  
 20年3か月（本総会終結時）

取締役会出席回数  
 20/20回（100%）

## 取締役候補者とした理由

吉田栄一氏は、システム設計・開発に従事し、1987年にコンピューター室長、その後2000年に取締役に就任し、自社開発によるコンピューターシステムの構築に貢献しております。2001年から管理本部長として、システム部門、総務部門、経理部門、内部管理部門等を統括し金融商品取引業に関する豊富な知識と経験を有しております。さらに、公益社団法人日本証券アナリスト協会認定アナリストとして財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらのことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

4

てらした きよたか

寺下 清隆 1954年2月14日生（満66歳）

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年3月 当社入社  
 1992年7月 当社本店長  
 2000年3月 当社取締役本店長  
 2000年4月 当社取締役小松支店長  
 2002年4月 当社取締役本店長  
 2004年4月 当社取締役営業部長  
 2004年7月 当社取締役営業本部長  
 2011年6月 当社常務取締役営業本部長（現任）

所有する当社の株式数  
 10,900株

取締役在任年数  
 20年3か月（本総会終結時）

取締役会出席回数  
 20/20回（100%）

## 取締役候補者とした理由

寺下清隆氏は、リテール営業に従事した後、1992年に本店長、2000年に取締役に就任し、支店長等を歴任後、2004年から営業本部長として営業部門を統括しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

5

まつもと みきお

松本 幹生 1955年10月25日生（満64歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 3月 当社入社  
1990年 5月 当社砺波営業所長  
1996年 4月 当社小松支店長  
2000年 4月 当社本店長  
2002年 4月 当社検査部長  
2002年 6月 当社取締役検査部長（現任）

所有する当社の株式数

10,000株

取締役在任年数

18年（本総会終結時）

取締役会出席回数

17/20回（85%）

取締役候補者とした理由

松本幹生氏は、リテール営業に従事した後、支店長等を歴任し営業現場を熟知しており、2002年に取締役に就任し、検査部長として内部監査、内部統制等に関する業務を統括しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

6

みやた ひでお

宮田 秀夫 1960年 3月 9日生（満60歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 3月 当社入社  
1998年 4月 当社新湊営業所長  
2002年 9月 当社小松支店長  
2004年 6月 当社取締役小松支店長  
2004年 7月 当社取締役営業部長  
2006年10月 当社取締役営業推進部長  
2008年 7月 当社取締役営業業務部長  
2016年 4月 当社取締役富山支店開設準備室長  
2017年 4月 当社取締役富山支店長（現任）

所有する当社の株式数

5,700株

取締役在任年数

16年（本総会終結時）

取締役会出席回数

19/20回（95%）

取締役候補者とした理由

宮田秀夫氏は、リテール営業に従事した後、支店長等を歴任し、2004年に取締役に就任、その後営業業務部長等として募集商品の導入・販売促進等に貢献した後、2017年から富山支店長として新設店舗の立ち上げに尽力しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **7** やまうち こういち  
**山内 幸一** 1961年11月23日生（満58歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 3月 当社入社  
 1999年 4月 当社板垣営業所長  
 2004年 7月 当社板垣支店長  
 2018年 4月 当社営業本部副本部長  
 2018年 6月 当社取締役営業本部副本部長（現任）

所有する当社の株式数  
 4,800株

取締役在任年数  
 2年（本総会終結時）

取締役会出席回数  
 20/20回（100%）

取締役候補者とした理由

山内幸一氏は、リテール営業に従事した後、1999年に板垣営業所長、2004年から板垣支店長として長年にわたり支店経営に従事し、2018年より取締役営業本部副本部長として、福井地区における営業部門を統括しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **8** ふくしま みちお  
**福島 理夫** 1954年 5月10日生（満66歳）

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 田中印刷興業(株)（現 サンメッセ(株)）入社  
 1982年 9月 福島印刷(株)入社  
 1991年10月 同社取締役本社営業部長  
 1993年10月 同社常務取締役営業部長  
 1995年 8月 同社常務取締役営業本部部長  
 1997年11月 同社代表取締役社長  
 2000年 6月 倉庫精練(株)監査役（現任）  
 2013年 8月 福島印刷(株)代表取締役会長（現任）  
 2015年 6月 当社取締役（現任）

所有する当社の株式数  
 0株

社外取締役在任年数  
 5年（本総会終結時）

取締役会出席回数  
 19/20回（95%）

重要な兼職の状況

福島印刷(株)代表取締役会長  
 倉庫精練(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由

福島理夫氏は、長年にわたり福島印刷(株)の代表取締役を務められており、上場企業の経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識をもとに当社の経営全般に助言をいただくことにより当社のガバナンスが強化されるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

9

むろや かずな

室屋 和菜 1980年2月16日生（満40歳）

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年12月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入  
社  
2010年7月 公認会計士登録  
2017年10月 税理士法人山田アンドパートナーズ入社（現任）

所有する当社の株式数

0株

重要な兼職の状況

中部経営・辻・本郷税理士法人（2020年6月1日入社予定）

社外取締役候補者とした理由

室屋和菜氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、監査法人や税理士法人における豊富な業務経験を活かし、当社の経営全般において適切な提言をいただくことにより当社のガバナンスが強化されるものと判断し、社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。



### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年6月21日開催の第80期定時株主総会において補欠監査役に選任された早川潤氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

はやかわ                  じゅん  
早川                  潤 1976年6月5日生（満44歳）

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2011年12月 弁護士登録  
中島史雄法律事務所（現 中島・早川・北村法律事務所）入所（現任）

#### 所有する当社の株式数

0株

#### 社外監査役候補者とした理由

早川潤氏は弁護士として法令についての高度な能力・見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者早川潤氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 候補者早川潤氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 候補者早川潤氏の年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。  
4. 候補者早川潤氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額といたします。  
5. 候補者早川潤氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

### 第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末時点の取締役8名（うち社外取締役1名）及び監査役3名に対し、役員賞与総額51,930千円（取締役分46,730千円 うち社外取締役分450千円、監査役分5,200千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する個別の額、支給の時期等は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議によることといたしたいと存じます。

以 上



# 定時株主総会会場 ご案内略図

会場：石川県金沢市十間町25番地

当社 本店分室2F  
カンファレンスルーム



会場周辺詳細



※ JR金沢駅よりバスで約10分「武蔵ヶ辻・近江町市場」バス停下車徒歩約3分

※ 会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。